

ドメイン名政策委員会の設置

平成二十五年十月一日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第十七号

本部会に「ドメイン名政策委員会」（平成二十五年諮問第二十号）に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

ドメイン名政策委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、

関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。